

中華人民共和国
経済法・企業法整備プロジェクト（延長）
終了時評価調査報告書

平成 22 年 2 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所

第1章 評価調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1-1-1 調査団派遣の経緯

2004年11月18日に日本と中華人民共和国（以下「中国」という。）政府との間で署名された討議議事録（R/D）に基づき、中国商務部（以下「商務部」という。）を主要なカウンターパートとして2004年11月18日から3年間の中国経済法・企業法プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）が開始された（なお、プロジェクトは、2007年11月13日に締結されたR/Dにより、協力期間を2004年11月18日から2008年3月17日の3年4ヶ月に変更した。）。2007年11月に実施された終了時評価の提言を検討した結果、2008年5月14日に延長R/Dが締結され、サブプロジェクト2（独禁法の立法）及びサブプロジェクト3（市場流通関連法の立法研究）に関し延長を行なうことが合意された。

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、技術協力を効果的に実施するために、プロジェクト管理手法としてプロジェクト・サイクル・マネジメント手法（以下、「PCM手法」という。）を採用している。本報告書は、PCM手法の一環として、プロジェクト延長期間の終了時点で実施された本案件延長期間に関する終了時評価の報告書である。

1-1-2 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

- (1) 本プロジェクトの活動実績に基づき、計画の達成状況を評価する。
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価を行う。
- (3) 評価結果及び提言を評価報告書に取りまとめる。

1-2 調査団の構成と調査期間

評価調査はJICAが組織した日本側評価調査団により実施された。調査団のメンバーは以下のとおりである。

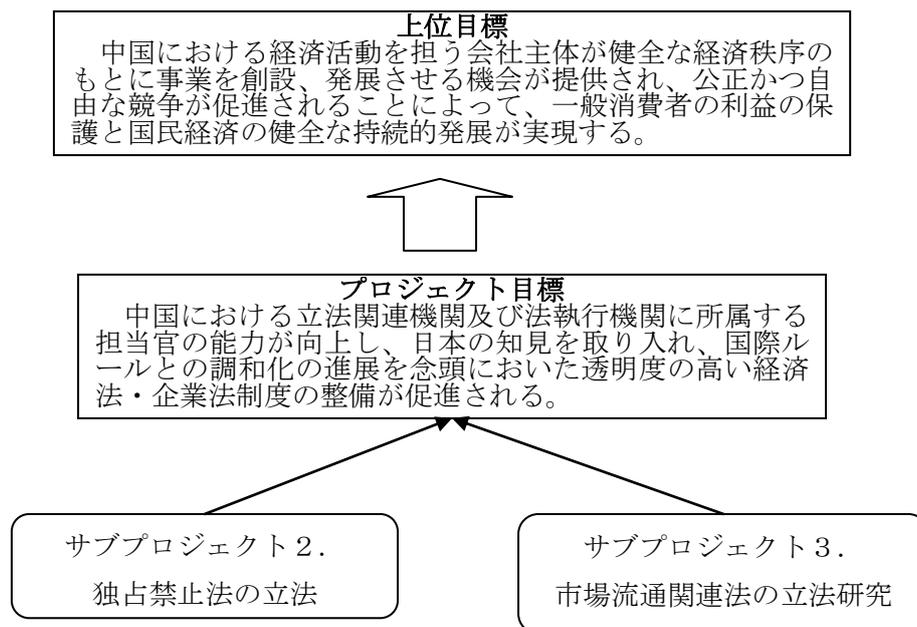
(1) 調査団員構成

総括	浜田道代	公正取引委員会 委員
独占禁止法1（執行・ガイドライン）	田村 亮平	公正取引委員会 事務総局 官房国際課 課長補佐
独占禁止法2（研修・研究会カリキュラム）	五十嵐俊之	公正取引委員会 事務総局 官房国際課 国際経済調査係長
経済法/評価分析	土生 瑛里	山口大学経済学部 経済法学科 大学院経済学研究科 准教授

(2) 調査期間：2009年11月4日から11月13日まで(10日間)

1-3 対象プロジェクトの概要

延長R/Dに記載された、プロジェクトの概要は以下のとおりである。



成果

【2】独占禁止法の立法：

(成果2) 成果1の立法趣旨等をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

【3】市場流通関連法の立法研究：

(成果) 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

第2章 評価方法

2-1 評価手順

本評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料調査及びプロジェクト関係機関、プロジェクト実施活動における参加者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCM手法に基づき評価項目の観点から、2007年度の終了時評価の際に作成された評価グリッドに基づいて、2008年から実施された一部サブプロジェクト(サブプロジェクト2:独占禁止法の立法およびサブプロジェクト3:市場流通関連法の共同研究)の延長部分に焦点を当てて分析・評価を実施した。最後に、プロジェクト全般にわたって、開始から延長部分を含めた全体評価を実施した。

2-2 調査項目

2-2-1 計画達成度

R/D及びPDMの計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合を検証した。特に2008年度からの延長部分に焦点を絞り、PDMに予定されていた活動について終了時評価時点における成果までを評価の対象とする。

2-2-2 実施プロセス

プロジェクトの実施過程全般を見る視点であり、活動が計画通りに行われているか、また、プロジェクトのモニタリングやプロジェクト内のコミュニケーションが円滑に行われてきたかを検証する。

2-2-3 評価項目ごとの分析

(1) 妥当性

プロジェクトの目指している効果(プロジェクト目標及び上位目標)が、終了時評価時点で妥当かどうか、(中方の法整備ニーズに合致しているか、ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、ターゲット・グループ以外への波及性はあったか、知識移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策と整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か、日方の知識ベース・経験の内容に優位性はあったか等)を検証する。

(2) 有効性

実績を検証し、プロジェクト目標の達成が確実であるかどうか(成果の量と質が十分であったか、外部条件の影響はどの程度あったか、プロジェクト目標達成の阻害・貢献要因は何か等)を検証する。

(3) 効率性

実績を検証し、成果の算出状況が適切かどうかを判断する。特に活動内容が十分であったか、外部条件の影響はどの程度であったか、活動の量・質、実施のタイミングは適切であったか、プロジェクトのコストと効果の関係において、日中双方の資源が有効に活用されていたかを検証する。

(4) インパクト (予測)

設定された上位目標の観点から、投入、活動の状況に照らしてプロジェクトの成果が効果的に発現しうるか、中方への立法・執行へのインパクトは見込めるか、阻害要因はあるかどうかを検証する。特に上位目標とプロジェクト目標の連続性、外部条件の満足度、その他生じた正負のインパクト等、様々な側面から検討する。

(5) 持続性 (見込み)

中方の政策・制度面、組織、法文化等の観点から総合的な持続性を検証する。

第3章 プロジェクトの実績

3-1 投入実績

延長期間およびプロジェクト全体の投入実績の詳細は別添1（及び1-1、1-2）に示す。概要は以下の通りである。

R/D 及び PDM に記載された当初の投入計画及び2008年5月14日に締結された延長 R/D に基づいて、延長期間のおよそ2年間に実施された実績は以下の通りである。

経済法・企業法整備プロジェクト延長 投入実績 (2009.11.05 現在)

投入項目	投入計画 (R/D 及び PDM による)	投入実績 (2009年11月05日現在)
日本側の投入		
短期専門家 (研究会アドバイザー、セミナー講師)	学識経験者、関係各省より年間10名程度(各1週間程度)	独禁法：10名(中方1名) 市場流通関連法：8名(中方1名) 総括セミナー：3名 計 21名(延べ人数、中方講師2名も含む*1)
カウンターパート本邦研修	年間10～15名×3～5課題	独禁法：第8回(2008年11月)9名、第9回(2009年2月)10名、第10回(2009年8月)10名、第11回(2009年10月)10名、延べ39名 市場流通関連法*：第7回(2008年8月)10名、第8回(2009年1月)10名、第9回(2009年10月)15名、延べ35名 計 74名

コンサルタント	コンサルタント (独占禁止法、 市場流通関連 法、業務調整)	コンサルタント(株式会社日本開発サービス)が研究会 開催及び訪日研修の受入等について日本側及び中国側と の調整業務を実施。
その他	・セミナー開催 等の現地活動 費 ・専門家の執務 室	研究会開催等に必要な経費(研究会会場を除く)を適切 に投入した。
中国側の投入		
カウンターパ ートの配置	カウンターパ ートの配置 下記の分野にお けるカウンター パート ①独占禁止法 ②市場流通関連 法 ③総括セミナー	訪日研修参加延べ74名(内訳上記) 研究会参加延べ115名(内訳下記) 独禁法:第9回(2008年12月)18名、第10回(2009 年2月)11名、第11回(2009年7月)17名、 延べ56名 市場流通関連法:第6回(2005年3月)19名、第7回(2005 年12月)20名、第8回(2009年11月)19名、 延べ59名 セミナー参加延べ69名 独禁法:第2回(2009年2月)19名、ただし企業関 係者120名を除く。 総括セミナー:50人
土地、建物及 び付帯設備	研究会実施場所	中国側から研究会開催のための会場が提供された。
その他	プロジェクト運 営に必要な経費	

*1 謝金を支払った中方講師は、日方投入として計算した。

* 研究会、研修、セミナーの回数は通し番号とした。ただし、市場流通関連法の通し番
号には循環経済法を含んでいない。

R/D及びPDMに記載された当初の投入計画及び延長期間を含めたおよそ5年間に実施された
実績は以下の通りである。

経済法・企業法整備プロジェクト 合計投入実績(2009.11.5現在)

投入項目	投入計画(R/D 及びPDMによ る)	投入実績(2009年11月5日現在)
日本側の投入		
短期専門家 (研究会アド バイザー、セ ミナー講師)	学識経験者、関 係各省より年間 10名程度(各1 週間程度)	公司法:65名(中方29名) 独禁法:49名(中方14名) 市場流通関連法:24名(中方6名) 総括セミナー:3名

		計 141名 (延べ人数)
カウンターパート本邦研修	年間 10～15名 ×3～5 課題	<p>公司法： 第1回(2004年9月)7名、第2回(2005年3月)10名、第3回(2006年1月)10名、第4回(2006年8月)9名、第5回(2007年1月)11名、第6回(2007年7月)10名、延べ57名</p> <p>独禁法： 第1回(2004年10月)9名、第2回(2005年10月)10名、第3回(2005年11月)6名、第4回(2006年8月)10名、第5回(2006年12月)10名、第6回(2007年10月)10名、延べ55名</p> <p>独禁法(延長)：第8回(2008年11月)9名、第9回(2009年2月)10名、第10回(2009年8月)10名、第11回(2009年10月)10名、延べ39名、 合計94名</p> <p>市場流通関連法： 第1回(2005年8月)10名、第2回(2005年10月)5名、第3回(2006年9月)10名、第4回(2007年)10名、第5回(2007年6月)10名、第6回(2007年8月)10名、第1回(循環経済法2008年1月)6名(計61名)*</p> <p>市場流通関連法(延長)：第7回(2008年8月)10名、第8回(2009年1月)10名、第9回(2009年10月)16名(計36名) 延べ97名</p> <p>計 248名</p>
コンサルタント	コンサルタント(会社法、独占禁止法・市場流通関連法、循環経済法、業務調整)	コンサルタント(株式会社日本開発サービス)が研究会開催及び訪日研修の受入等について日本側及び中国側との調整業務を実施。
その他	・セミナー開催等の現地活動費 ・専門家の執務室	研究会開催等に必要経費(研究会会場を除く)を適切に投入した。
中国側の投入		
カウンターパートの配置	カウンターパートの配置 下記の分野におけるカウンターパート ①独占禁止法 ②市場流通関連法 ③総括セミナー	<p>訪日研修参加延べ181名(内訳上記)</p> <p>研究会参加延べ394名(内訳下記)</p> <p>公司法： 第1回(2005年3月)4名、第2回(2005年7月)10名、第3回(2005年9月)18名、第4回(2005年11月)20名、第5回(2005年12月)6名、第6回(2006年3月)14名、第7回(2006年12月)13名、第8回(2008年1月)33名、延べ118名</p> <p>独禁法： 第1回(2005年3月)8名、第2回(2005年6月)16名、第3回(2006年2月)14名、第4回(2006年8月)10名、第5回(2007</p>

		<p>年1月) 9名、第6回(2007年6月) 9名、第7回(2008年3月) 12名、第8回(2008年3月) 12名、延べ94名</p> <p>独禁法(延長): 第9回(2008年12月) 18名、第10回(2009年2月) 11名、第11回(2009年7月) 17名、延べ56名、 合計150名</p> <p>市場流通関連法: 第1回(2005年3月) 19名、第2回(2005年12月) 20名、第3回(2007年1月) 17名、第4回(2007年9月) 12名、第5回(2007年12月) 9名、延べ77名</p> <p>市場流通関連法(延長): 第6回(2009年1月) 18名、第7回(2009年9月) 12名、第8回(2009年11月) 19名、延べ49名 合計: 126名</p> <p>セミナー参加延べ317名(内訳下記、民間からの参加者を除く)</p> <p>公司法: 第1回(2006年1月) 15名、第2回(2006年7月) 8名、第3回(2006年10月) 76名、第4回(2006年12月) 53名、第5回(2007年11月) 96名、延べ248名。ただし、企業関係者を除く。</p> <p>独禁法: 第1回(2007年12月) 14名、第2回(2009年2月) 19名、ただし企業関係者を除く。</p> <p>総括セミナー: 50人(予定)</p>
土地、建物及び付帯設備	研究会実施場所	中国側から研究会開催のための会場が提供された。
その他	プロジェクト運営に必要な経費	

*1 謝金を支払った中方講師は、日方投入として計算した。

*研究会、研修、セミナーの回数は通し番号とした。

*循環経済法を入れると、計10回開催した。

日本人専門家及び中方カウンターパート等の人材の投入面並びに訪日研修員の受入れ人数等において、当初計画より多めの投入がなされている。サブ・プロジェクト毎に評価は異なるが、独占禁止法サブ・プロジェクトについては、立法スケジュールの遅れという外部要因から延長となったが、中方のニーズに適宜応える形で成果が漸次、発現されており、2008年8月に中国独占禁止法が施行されてから、大きな問題もなく法執行が実現している。市場流通関連法については、中方の期待を上回る投入が十分に行われ、PDMに予定されていた成果を上回る効果の発現があった。

3-2 活動実績

【独禁法サブプロジェクト】

独占禁止法の立法作業は当初計画より遅延し、2007年8月に成立・公布され、2008年8月より施行された。全人代常務委員会での審議がプロジェクトの予定より1年近く遅れたことにより、後半に行う予定であった成果2.「独禁法執行機関の組織構築への提言」や「独禁法の執行に係る課題の特定と提言」については延長期間に持ち越された。延長期間中、独禁法執行体制の確立や独禁法ガイドラインの制定に対する支援などの執行支援を行い、商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局の三機関を対象として支援を行い、また、企業を所管する事業官庁、司法解釈を制定している最高人民法院も支援の対象とした。支援対象範囲の拡大により、PDMにおける成果を上回る効果が発現された。

【市場流通法関連サブプロジェクト】

当初計画で予定されていた活動はほぼ計画通り実施され、市場流通および物流に関する日本法の包括的な紹介が行われ、研修教材が提供された。中国側の市場流通関連法のニーズはこれら活動の結果、日本でいうところの商法、商行為法、特定商取引法、無体財産権法、電子商取引法、各種事業法、信用取引法等、多岐にわたっていることが確認された。

3-3 成果の達成状況

3-3-1 【公司法サブプロジェクト】

公司法サブプロジェクトについては、2008年に終了したため、前回終了時評価の通りであり、変更はない。

3-3-2 【独禁法サブプロジェクト】

独禁法サブプロジェクトにおけるPDMに記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである。

1) [成果1]の達成状況

中華人民共和国独禁法は、2007年8月に全人代において成立し、2008年8月より施行される。[成果1]に列記された5項目は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において取り上げられ、日本法の内容の紹介、中国側草案についての討議、疑問点の解消、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および独禁法の法理に対する理解は深まり、同5項目を意識した条文が組み込まれた独禁法が成立している。従って[成果1]は確実に達成された。

2) [成果2]の達成状況

[成果2]の執行体制の構築と、透明性・公正かつ実効性ある運用については、全人代常務委員会での審議が予定より1年近く遅れたことにより、中国側C/Pの立法スケジュール

ルに合わせて適宜活動スケジュールの修正が行われたため、プロジェクト後半に行う予定であった活動が実施されていなかった。協力期間を延長することによって残された執行支援の活動が確実に実施され、法執行の要とされる細則やガイドラインの紹介、執行当局の組織・機能、業務の流れについて遅滞無い研修や情報提供が行われ、中方の細則制定・ガイドラインの草案策定、実務上の手続きにおいて効率的に参照された。従って[成果 2]は確実に達成された。

3-3-2 【市場流通関連法サブプロジェクト】

市場流通関連法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである。

1) [成果]の達成状況

市場流通関連法について、「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」が 2007 年 5 月 1 日より施行され、関連管理弁法として「商業特許（フランチャイズ）経営届出管理弁法」と「商業特許（フランチャイズ）経営情報開示管理弁法」も同日、施行された。加えて、「小売業者と納入業者の公平管理規則」および「小売業者の販売促進行為の管理規則」が 2006 年 10 月に改正された。また、プロジェクト延長期間中、自動車流通制度に関する分野、日本の不公正な取引方法に対応する分野、物流政策に関連する分野を対象として協力を行った。[成果]「立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見の蓄積」は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において日本法の内容の紹介、中国側条文についての討議、疑問点の解消、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および市場流通関連法の概要・種類・分類に対する理解は深まり、その成果を生かした条文が組み込まれた関連法が成立している。従って本サブプロジェクトの[成果]は確実に達成された。

3-4 実施プロセス

3-4-1 プロジェクトのマネジメント

プロジェクトは、中国側関係機関、日本側の JICA 及びプロジェクト業務の調整業務を委託されている株式会社日本開発サービス(以下、「JDS」という。)との間で、日常的に打合わせを行う等、日本側と中国側カウンターパート機関が良好なコミュニケーションを図っており、プロジェクトの進捗状況の把握と問題点に対する対処を実施してきた。

プロジェクトでは解決できない事項や新たな課題が生じた場合などについては、合同調整委員会において議論を行う体制になっており、プロジェクトのモニタリング・システムは有効に機能したと言える。

全体としては、JDS の調整能力がプロジェクト進捗とともに向上したため、活動のスムーズな実施が可能となった。

3-4-2 活動の実施プロセス

1) 実施体制の変更の有無

2005年5月より商務部及び中国側関係機関、日本側協力機関、JICAの間の業務調整をJDSが実施している。

主要なC/Pである商務部を中心に、サブプロジェクト毎に法案の改正・制定のスケジュールに合わせて参与機関からターゲット・グループを選定する体制に変更はない。

2) ターゲット・グループとの関係

【公司法サブプロジェクト】

全人代常務委員会における草案審議の本格化に伴い、公司法改正作業の中心が国務院法制弁公室から全人代へ移った。これに伴い、プロジェクトの実施にあたって、参与機関の主要なターゲット・グループが国務院法制弁公室から全人代関係者にシフトした。改正公司法成立後は、活動の焦点が執行支援に移ったため、ターゲット・グループが全人代関係者から執行を担当する最高人民法院と商務部にシフトした。

【独禁法サブプロジェクト】

法案審議のスケジュールの関係から、当初は商務部をメインのC/Pとしつつ、全人代（常務委員会・法制工作委員会、財政経済委員会）、国務院法制弁公室（工業交通商事法制司）、国家工商行政管理総局等の参与機関をターゲット・グループに含めた。2008年8月の独禁法施行以降は、独禁法執行機関が商務部、発展改革委員会、国家工商行政管理総局の3機関と定められたため、引き続き商務部を窓口としつつこれら機関の人員をターゲットとした。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

本サブプロジェクトは、「都市商業網店管理条例」等の行政法規及び分野別規則（業法）、自動車リサイクル法、物流分野関係法等の経済活動法に関連する日本法の包括的な紹介等の活動を行っており、引き続き商務部をメインのC/Pとしつつ、他法令との整合性の観点から全人代（常務委員会・法制工作委員会、財務経済委員会）、国務院法制弁公室、地方政府関係部門等の関係者をターゲット・グループに含めている。

3-5 評価5項目による評価結果

3-5-1 妥当性

以下の諸点から、本プロジェクトは妥当なものであったと判断される。

1) 中国の開発政策及び日本の援助政策の両方に合致している。

(i) 中国は国家目標として2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を掲げており、第10期全国人民代表大会立法計画(2003～2006年)において、今回の対象法例である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連法分野については、WTO加盟議定書の履行期限が迫っていた。

(ii) 中国の政治・経済・社会情勢の変化を踏まえて、2001年10月に外務省が策定した『対中国経済協力計画』の重点分野・課題別経済協力指針の一つに「法の支配や行政における透明性・効率性の向上」を含む「改革・開放支援」が位置づけられた。この方針を踏まえてJICAは2002年3月に「民間提案型プロジェクト形成調査(民間活動への支援)」を実施し、経済関連法の立法作業や法曹関係者の人材育成に対するニーズが高いことを確認している。

2) C/Pメンバーを含む立法過程に関わる人材の知識と能力を向上させることは主要な法律の早期制定を目指す中国政府のニーズに合致していたとともに、日本法の立法から執行に至る包括的な紹介と日本の代表的な判例の紹介等について、プロジェクト事前調査で提示された政府関係者からの要請に確実に応えられたことは、プロジェクトが中国側のニーズに合致していたことを示す。

3) 本プロジェクトは研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入れを通じて立法・審議及び法令の適用・執行にかかる中国側関係者に対し、草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行った。本プロジェクトにおいて採用した「比較法研究」型手法は起草から立法化過程まで全てのプロセスについて中国側の法律専門家の理解を深めることを通じて、中国の現状に合致した法律が策定され、中国の人材育成に貢献する点で適切だった。

全体として、本プロジェクトは中国側の高いニーズに確実に応えており、妥当性は極めて高いものであった。

3-5-2 効率性

本プロジェクト延長期間中において、投入と活動のタイミング・規模が概ね適切であったことから、効率性は確保されたと判断できる。投入については、適切かつタイミング良く実施された。

急ピッチで進む中国側の立法ニーズに対して、本プロジェクトにおいてはJICAの延長R/D採択が異例のスピードで実現し、全人代の立法計画及び関係機関の立法・執行ニーズに合わせた活動がタイミング良く継続されたため、本プロジェクトの効率性を高めることに大いに貢献した。延長対象となって2つのサブプロジェクトにおいて、全体としての効率性は高いと考えられる。

独禁法サブプロジェクトについては、最も重要な立法作業の終盤に中方のニーズに即した投入が集中的に行われ、効率性を極めて高いものとした。また、中国独禁法の施行前後において、法執行の要とされる細則やガイドラインの紹介、執行当局の組織・機能、業務の流れについて遅滞無い研修や情報提供が行われ、中方の細則制定・ガイドラインの草案策定、実務上の手続きにおいて効率的に参照された。

市場流通関連法サブプロジェクトについても、中方のニーズに逐次応える形で投入が行われ、「自動車リサイクル法」に関する訪日研修及び研究会を実施した他、2009年6月の日中ハイレベル経済対話において物流分野の政策協議の実施が謳われたことを受け、直後に物流分野の訪日研修と研究会をタイムリーに実施した。

3-5-3 有効性

プロジェクト目標の達成状況及びプロジェクト目標と成果の関連から見て、プロジェクトの有効性は相当に高いと判断できるものの、当初予想されていなかった外部条件へ対応するため、プロジェクトの一部が実施されなかった。この点については、すでに中間評価時点で明白になっており、その時点でPDMが変更されるべきであったと思われる。

当初設定された外部条件「実施機関及び参与機関により、C/P職員が配置され続ける」については、中国側の担当者に変更はあったものの、的確な引き継ぎによってプロジェクトは問題なく進捗した。

プロジェクト目標と設定された成果は適切に関連し、成果に過不足はなかった。全体を通じて、プロジェクトの中国側参加者の満足度は高く、ニーズに的確に答えることができた点で有効性は極めて高い。

3-5-4 インパクト(予測)

独占禁止法は2007年8月に公布、2008年8月より施行された。市場流通関連法については、小売業に関する商務部規則が改正され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクト実施によるインパクトが発現しはじめたといえる。

本プロジェクト実施に当たって、日本の対中経済協力計画の「民間支援」の項に基づいて、中国にて活動する日本企業向けに本プロジェクトに関連する法律の啓蒙セミナーと意見交換会が実施された。また、個別法分野については、日本企業の問題意識を広く参照したことから、本プロジェクトは新たな角度からインパクトを発現した。

妥当性の項で述べたように本プロジェクトは「比較法研究」型手法を採用し、起草から立法化過程までの全プロセスに中国側の法律専門家に各分野の法の意義を深く理解する契機を与え、中国側から高い評価を受けた。その結果、日本法への中国側の理解が浸透し、そ

れまで、欧州大陸法、英米法中心に行われてきた中国側の比較法検討に大きな転換点を与えた。本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委员会、財政経済委員会、国务院法制弁公室、最高人民法院、証券管理監督委員会等からは、本プロジェクト実施以前は限られた翻訳資料を入手して細々と日本法の検討が行われており、その他に生きた日本法と接する機会がなかったところ、本プロジェクトが日本法の包括的な検討と理解を大きく前進させる起爆剤となったこと、中国の市場経済化過程における立法執行過程に大きく寄与したこと、継続的な日中法制協力が望まれること等が言及され、本プロジェクトのインパクトは大きかったといえる。

訪日研修、セミナー、研究会における中国側参加者は、活動終了後に所属する各機関内において、報告書の作成、研究報告、論文発表を行うなど、実施された知的協力の継続的な波及効果をもたらしている。

3-5-5 持続性(見込み)

政策面、組織面、人材面の観点から、持続性については以下の点が指摘できる。

政策面では、中国政府が経済活動に係る立法・改正作業を引き続き優先課題としていることから持続性は高いと言える。

組織面では、C/P 機関である商務部が本プロジェクトを通じて、中国側他機関への影響力を確立し、省庁横断的なリエゾン能力を引き続き発揮している。商務部を通じて参加した参与機関同士のコミュニケーションツールも確立され、今後も法整備分野における調整能力は継続して高まることが予見される。特に独禁法分野では、執行機関が商務部、発展改革委員会、国家工商行政管理総局と3部門に跨るものの、商務部を窓口到他2機関からの訪日研修、研究会等への参加が実現し、独禁法執行機関間の連携を促すことにつながった。

インパクトの項でも述べたように、本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委员会、財政経済委員会、国务院法制弁公室、最高人民法院、証券管理監督委員会等からは、本プロジェクト実施によって日本法の包括的な検討と理解を深めたこと、本プロジェクトの継続を強く望まれたことなどからも、今後の持続性が高いことがうかがわれる。

法整備における立法・執行協力というものは、関連する各法分野への波及効果が高いことから、本プロジェクトを契機に他の多くの法分野への協力ニーズが顕在化している。法整備分野の特徴であるが、持続性が高まれば高まるほど、さらなる法制協力へのニーズが発現するため、プロジェクトの延長も含め、本分野における JICA の継続的な協力スキームへの取り組みが急務である。

人材面では、C/P および参与機関のメンバーが引き続き、関連部署において能力を発揮するとともに、協力開始時に比べてより高い地位においてプロジェクトに関与を続けている点は、今後の持続性に大きく貢献するものと思われる。

3-6 プロジェクトの効果発現に影響を与えた要因（貢献要因、阻害要因）

1) 貢献要因

既に述べられているとおり、実施プロセスの面では公司法改正、独占禁止法、市場流通関連法の制定・改正が中国政府の重要な目標として位置づけられ、全人代の立法計画に則って中国側が着実に活動を実施してきたことは、全体としてプロジェクトの効果発現に予見性を与え、貢献したといえる。

加えて、商務部 C/P メンバーの知見蓄積と参与機関に対する調整能力の発揮は、本プロジェクトにおける効果発現に大きく貢献したといえる。

3-7 結論

プロジェクトの実施によって、下記のような成果が達成された。

1) 改正公司法は 2006 年 1 月に施行され、関連法の改正も実施された。また、独占禁止法も 2007 年 8 月に公布、2008 年 8 月より施行された。市場流通関連法に関しても関連各法が成立・改正されており同国における立法計画が着実に実施された。

2) 本邦研修や現地セミナー、研究会等における公司法、独占禁止法、市場流通関連法に関する内容検討、関連法令に関する知見の集積、法案審議過程における助言、参与機関との関連法案に関する共通理解の土台の構築を通じ、中国における参加メンバーの各分野における法律への理解と知識、立法・執行能力が向上した。

3) 破産法や会社登記条例等、関連法分野の起草・改正作業が確実に実施された。

4) 日本法への中国側の理解が浸透し、それまで、欧州大陸法、英米法中心に行われてきた中国側の比較法検討に大きな転換点を与えた。本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委員会、財政経済委員会、国務院法制弁公室、最高人民法院、証券管理監督委員会等から継続的な日中法制協力について強い要望が寄せられ、日中法制協力で新たな時代の幕開けをもたらした。

結論として、「比較法研究」型手法を採用したことにより、起草から立法化過程までの全プロセスにおける中国の行政官、執行官及び法律専門家の参加が能力向上にもつながったことから、本プロジェクトを実施した意義は大きい。

3-8 教訓（JICA に対する教訓）

- 1) 本プロジェクトで作成された日本法に関する翻訳教材や判例解説等は、今後の立法・改正作業に従事する若手人材の知見蓄積にも活用が可能であり、起草・立法・普及のプロセスに貢献する可能性があり、有効である。全ての法整備プロジェクトにおける共通の理解であるが、関連資料の正確な翻訳は、法文の定義規定が立法技術上の要とされることから、地味でありながらプロジェクトの最も重要な活動とされる。今次プロジェクトにおける資料翻訳予算の確保は、これまでに実施された類似案件における問題意識・提言を確実に反映したものであり、高く評価できる。
- 2) 訪日研修における教材については参加者の事前準備のため、早めに配布し、予修期間を確保することが、短期研修における効率性を高めるうえで必要である。
- 3) 中国における法整備は、5年ごとに公表される全人代の立法スケジュールに則って整然と行われる。同立法計画は公表された時点から着手され、開始時点から5年間で法令の改正・立法の全プロセスが終了しなければならないため、法整備支援協力には柔軟性とスピード感が求められる。法制協力分野全般において、案件採択から実施にかけて一定の時間を要することが、タイムリーな協力を阻害する要因となっている。立法計画の全容が決まった時点から案件形成に着手し、採択までの通常プロセスを実施すると、案件採択時にはニーズそのものがなくなっている可能性が高い。ドイツ、EU、世銀、ADBをはじめとする支援機関は、法整備分野の協力においては、特定された単体法の支援というよりも、法分類（行政法、民事法、経済法など）毎に大枠のみを示すという柔軟な支援スキームを採用しており、当該法分野内における多様なニーズに機動的に対応できる体制を整えている。過去にJICAが実施した類似案件についても同様なスキームが採用されており、本分野における協力については、柔軟かつ迅速なファスト・トラック採択のしくみを確立することが望ましい。
- 4) 全ての法整備支援プロジェクトに共通であるが、業務調整の役割はプロジェクトの成功を左右する要である。業務調整を担うコンサルタントあるいは専門家は、個別単体法の深い理解は必要とされないものの、日本及び相手国の立法政策、立法プロセス、立法スケジュール、立法技術について幅広い知識を求められると同時に、相手国の法の執行体制、執行機関のガバナンスの実態、人材配置を含め、法整備を巡る周辺環境全般についての専門的情報を収集し、個別単体法の支援を実施する学識者、専門家に適切な情報をインプットしつつ、複雑な業務調整を確実に実施することが求められる。
- 5) 中国の法整備支援協力ニーズは多岐多様であり、同国の日本の貢献に対する期待も大きい。本分野における日本の協力は、世界経済の中の中国の位置づけを鑑みると、中国国内のみならず、中国で活動する日本の企業を始めとする世界各国の企業に対するインパクトも大きい。我国として、中国に対する法整備協力のあり方に関して、長期的計画を策定した上で、今後の継続的協力の検討を行う必要がある。

- 6) 法整備支援分野プロジェクトについて、他の類似プロジェクトの終了時評価にも言及されているが、従来のPCM手法に基づくDAC5項目を用いた案件評価では正確な評価を実施しにくい。今後は、他の援助機関が適用している評価手法(例：リーガル・インパクト・アセスメント)や評価指標の検討を含め、同分野の評価体制・方法論を研究・確立する必要がある。
- 7) 法整備支援案件については、法律の専門能力を持つ長期専門家が常駐し、プロジェクト全体を横断的にマネジメントするなど、安定かつ一貫性のあるプロジェクト運営に携わることが望ましい。
- 8) 本案件については、様々な困難があったものの、将来に向けた人的交流の基盤を構築し、中国企業及び日本企業のビジネス環境の整備に貢献したことから、最終的には相手国と日本双方を裨益し、日本の対中外交の中でも最も高く評価されるべき結果を現出させている。また、物流法分野のように、政府間協議を先取りする形でスピーディに両国の担当者のパイプを作ることに貢献した意義も大きいと言える。その意味で、今後、JICAが実施していくであろう、多くの法整備支援プロジェクトの中でも、モデルとなりえる案件である。それゆえに、今回、予測という段階で評価されたインパクトと持続性指標について、その成果を検証すべく、是非とも、数年後に事後評価を実施することが必要と思われる

以 上